

鳥取県西部広域行政管理組合  
公共施設等総合管理計画

鳥取県西部広域行政管理組合

令和元年 8 月

(令和 6 年 12 月改定)

目次

第1 概論.....	- 1 -
(1) 計画策定の背景 .....	- 1 -
(2) 計画策定の目的 .....	- 1 -
(3) 計画の位置付け .....	- 2 -
(4) 計画の対象.....	- 3 -
第2 本組合が保有する公共建築物の現状.....	- 4 -
(1) 本組合が保有する公共建築物 .....	- 4 -
(2) 公共建築物の築年別整備状況 .....	- 5 -
(3) 耐震化の状況.....	- 6 -
第3 公共建築物の将来の見通し（令和6年度推計） .....	- 7 -
(1) 試算方法・前提条件 .....	- 7 -
(2) 施設の種類の試算方法・条件.....	- 7 -
(3) 公共建築物更新費用及び新規整備費用の試算結果.....	- 9 -
第4 人口の見通し .....	- 10 -
(1) 総人口.....	- 10 -
(2) 年齢別人口.....	- 11 -
第5 財政の見通し .....	- 12 -
第6 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等 .....	- 13 -
(1) 課題の整理.....	- 13 -
(2) 基本方針 .....	- 13 -
(3) 計画期間 .....	- 14 -
第7 施設類型ごとの管理に関する基本方針 .....	- 15 -
(1) 行政系施設（消防施設） .....	- 15 -
(2) 供給処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設） .....	- 15 -
(3) その他施設（火葬場施設） .....	- 16 -
第8 計画の推進体制.....	- 17 -
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等 .....	- 17 -
(2) 情報共有 .....	- 17 -
(3) フォローアップの方針.....	- 17 -
第9 個別施設計画の策定 .....	- 17 -
(1) 個別施設計画の位置づけ .....	- 17 -

（2）策定時期.....	- 17 -
【卷末資料】用語集（50音順）.....	- 18 -

## 第1 概論

### (1) 計画策定の背景

現在、我が国においては、高度経済成長期とその後の10年間に、公共施設や上下水道、ごみ処理施設などのインフラ資産を集中的に整備したため、これらが一斉に改修、更新時期を迎えるといった大きな課題が生じています。

本組合においても、昭和50年代初期から消防庁舎等の公共建築物の整備が進められてきたところですが、限られた財源の中で、公共施設等の老朽化対策を進めることは重要な課題となっています。

この状況を鑑み、国は、平成26年4月に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を策定するよう要請したところです。

こうした状況に適切に対処し、効率的な行政活動を推進するため、将来の人口動向、財政状況等を長期的な視点で見据えた上で、本組合を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）と連携を図りながら、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合等の対策を一体的に実施していくことが求められています。

本組合では令和元年8月に「鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画（以下、「計画」という。）」を策定し、中長期的な視点で公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を示した上で、公共施設マネジメントに取り組んできました。

今回、策定から5年が経過し、その間、個別施設計画の策定、組合施設の民間譲渡（うなばら荘、白浜浄化場）、施設の大規模改修の実施（大山消防署、米子消防署南部出張所）など組合が保有する公共施設等の状況が変化したことから、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和5年10月10日付総務省通知）を踏まえ、本計画の見直しを行うこととしました。

### (2) 計画策定の目的

本計画は、本組合が保有する公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合を計画的に行うことにより、構成市町村の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な管理を実現することを目的に策定するものです。

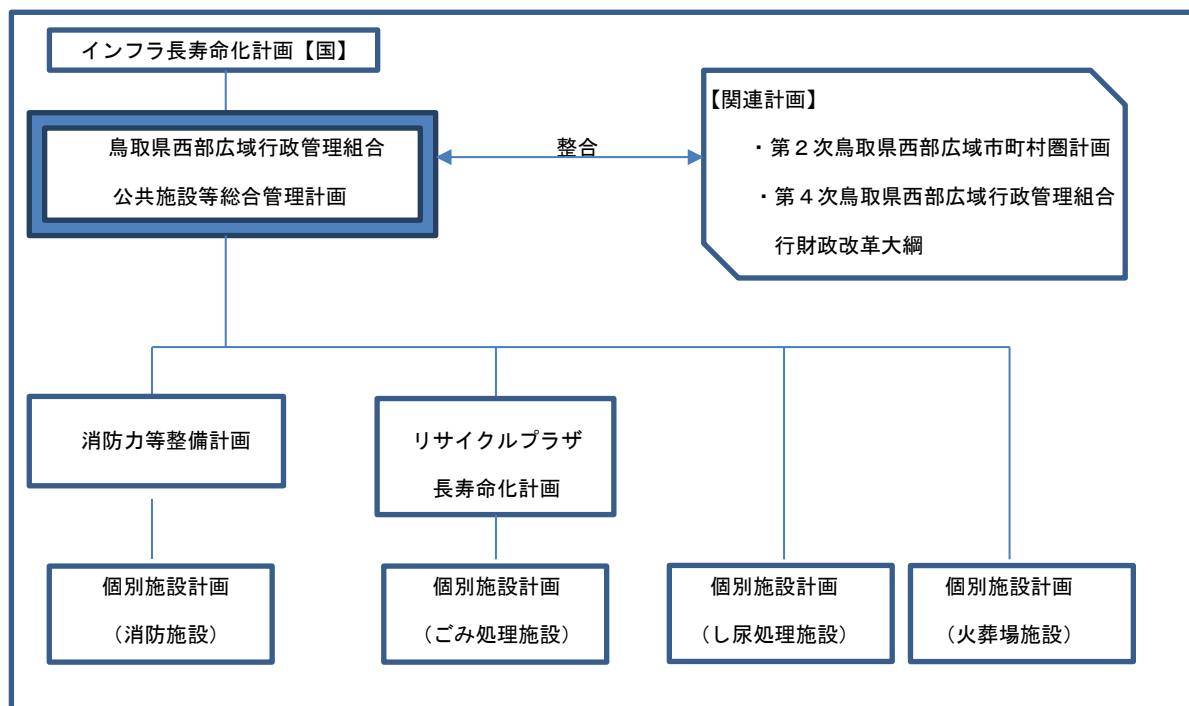
### (3) 計画の位置付け

この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び平成26年4月（令和4年4月1日改定）に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定しています。

また、本計画は、今後の本組合の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであることから、「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画」及び「第4次鳥取県西部広域行政管理組合行財政改革大綱」の関連計画と整合を図っています。

なお、本計画に基づき施設類型ごとに「個別施設計画」を令和2年度に策定しており、具体的な施設改修等の取組を推進していきます。（個別施設計画策定状況「第9 個別施設計画の策定（P.17）」）

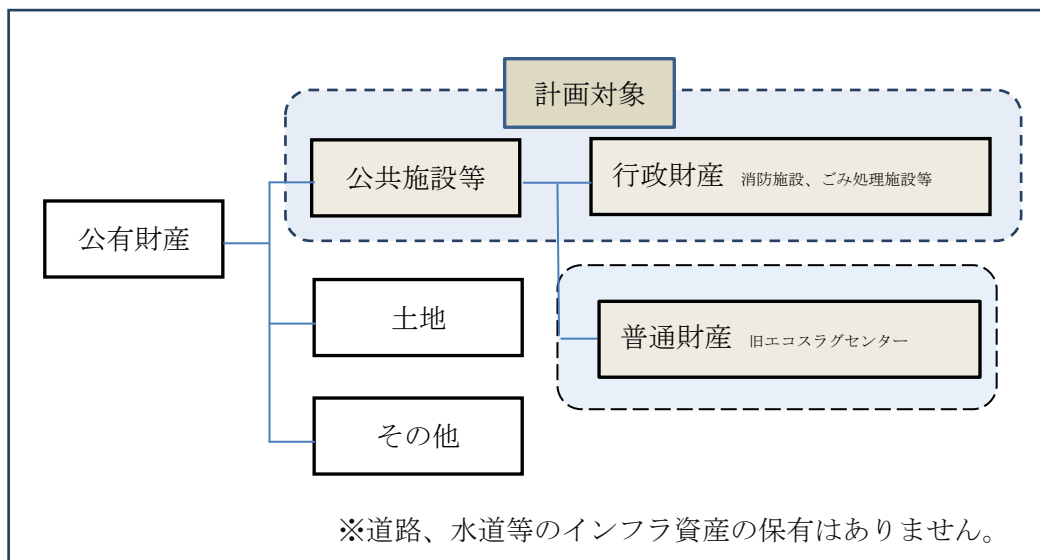
<図表1-1：計画の体系（イメージ）>



#### (4) 計画の対象

本計画では、組合が保有する全ての公共建築物等（行政財産及び普通財産）を対象とします。

<図表 1 - 2 : 対象施設>



## 第2 本組合が保有する公共建築物の現状

### (1) 本組合が保有する公共建築物

令和6年3月31日現在では、本組合が保有する消防施設、ごみ処理施設等の公共建築物は、行政財産が14施設、49棟、延床面積 24,664.94 m<sup>2</sup>、普通財産が1施設、7棟、延床面積 10,234.74 m<sup>2</sup>となっています。平成30年度から令和5年度に延床面積が変更となった主な理由は、ごみ処理施設において、エコスラグセンターが行政財産から普通財産となったほか、し尿処理施設の白浜浄化場及び高齢者福祉施設のうなばら荘を民間譲渡したことによるものです。

<図表2-1：施設分類別の施設数・棟数・延床面積>

種類	施設分類	施設の種類の	平成30年度			令和5年度			増減(m <sup>2</sup> )
			施設数	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )	施設数	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )	
行政財産	行政系施設	消防施設 (消防局、各消防署、各出張所)	11	34	8,701.92	11	33	8,847.18	145.26
	供給処理施設	ごみ処理施設 (リサイクルプラザ) し尿処理施設 (米子浄化場)	4	27	27,511.86	2	13	13,822.00	△13,689.86 (エコスラグセンター、白浜浄化場)
	保健・衛生施設	高齢者福祉施設 (うなばら荘)	1	4	3,329.66	—	—	—	△3,329.66
	その他	火葬場施設 (桜の苑)	1	3	1,995.76	1	3	1,995.76	—
普通財産	未利用施設	旧エコスラグセンター	—	—	—	1	7	10,234.74	10,234.74
計			17	68	41,539.20	15	56	34,899.68	△6,639.52

※ 古峠山無線施設、生山寮は、「消防施設」に含む。

※ 米子消防署(米子市所有)、境港消防署(境港市所有)は「消防施設」に含まない。

## (2) 公共建築物の築年別整備状況

本組合が保有する公共建築物の年度別整備延床面積は、図表2-2のとおりです。

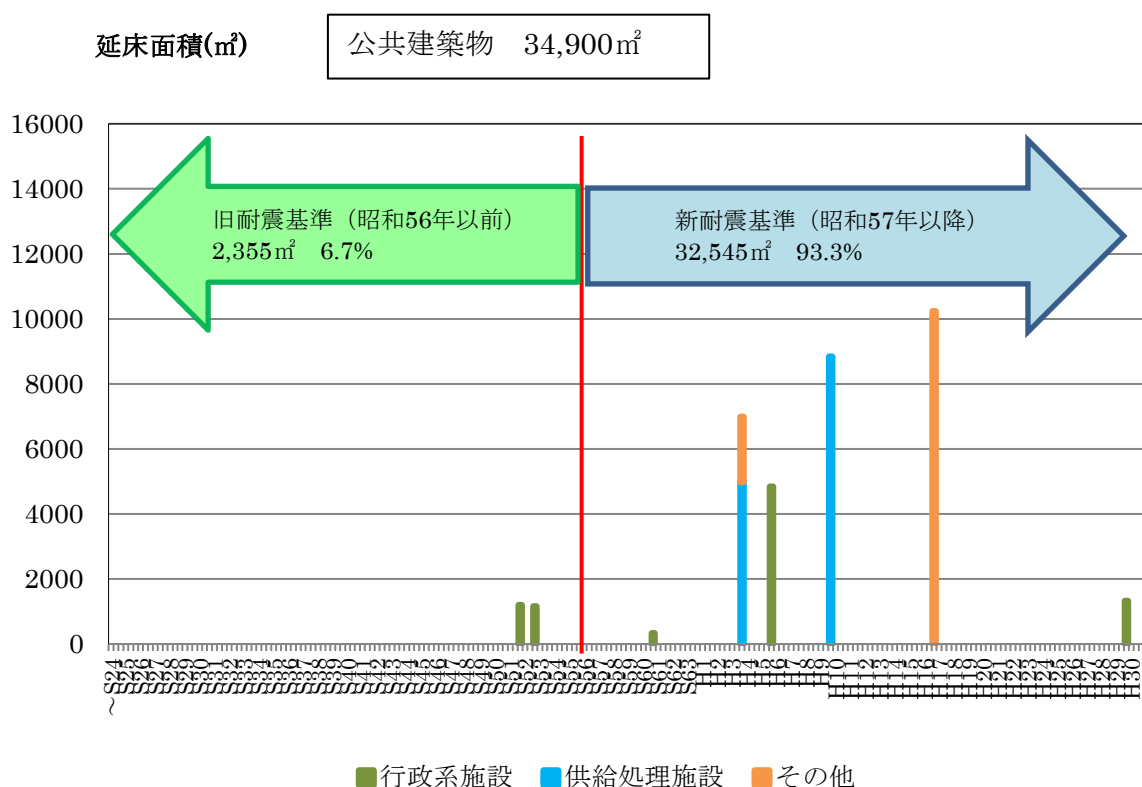
本組合の公共建築物は、昭和50年代に消防施設が建設され、延床面積の6.7%を占めています。

また、平成に入って建設した大規模施設として、平成3年の米子浄化場、桜の苑、平成5年の消防局、平成9年のリサイクルプラザ、平成16年のエコスラグセンター、平成29年の皆生出張所があり、延床面積の93.3%を占めています。

一方、築年数別の延床面積割合については、図表2-3のとおり、築20～29年の割合が最も多く、全体の54%を占めており、次いで築30～39年の割合が35%を占めています。

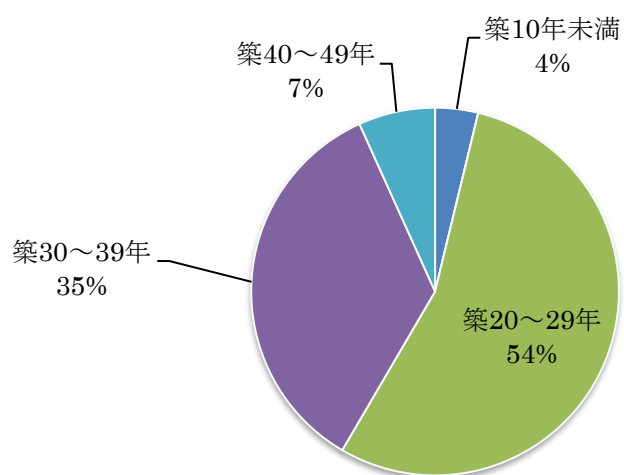
※ 令和5年度に大山消防署（昭和51年度築）、米子消防署南部出張所（昭和52年度築）の大規模改修を行っており、改修後の延床面積を数値に反映させています。

< 図表2-2 年度別整備延床面積 >





<図表 2 - 3 : 築年数別延床面積割合>



### (3) 耐震化の状況

旧耐震基準（昭和56年以前）により建設され、耐震化が求められていた施設については、令和元年度の消防施設（生山出張所）の耐震改修工事の実施により、本組合全体の施設において完了しました。

### 第3 公共建築物の将来の見通し

本組合が保有する公共建築物の将来の見通し（大規模改修及び更新等に係る費用）を把握するため、令和6年2月策定の「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）」及び同種・類似施設の整備事例等に基づき、令和40年度までの各施設の更新費用について、中長期的な試算を行いました。

#### （1）試算方法・前提条件

- ・ 保有している公共建築物を、現状のまま維持し続け、耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、更新費用を試算することとします。
- ・ 公共建築物の耐用年数については、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年）を採用します。
- ・ 公共建築物の建設から30年後に大規模改修、建設から60年後に建替えを行うと仮定します。なお、すでに大規模改修を行っている施設については、大規模改修から30年後に建て替えを行うことと仮定します。
- ・ 試算時点（令和5年度末）で、既に建設から31年以上経過した公共建築物（消防施設8施設）については、令和11年度までに大規模改修を行うと仮定します。

#### （2）施設の種類の試算方法・条件

##### ○ 消防施設（消防局・各消防署・各出張所）

個別施設計画等により、計画的に大規模修繕等を行った後、30年後に建て替えを行うこととしました。建替え費用及び解体費用については、直近で建替えを行っている江府消防署の経費を参考とし、大規模改修の費用はその約6割として試算しました。消防施設における建替え、解体及び大規模改修に係る単価は下記のとおり。

建替え	541,000 円/m <sup>2</sup>
大規模改修	325,000 円/m <sup>2</sup>
解体	56,000 円/m <sup>2</sup>

##### ○ 火葬場施設（桜の苑）

令和2年度に大規模改修を行っており、その30年後に建替えるものとして類似施設の建設費を参考に建設費を試算しました。

火葬場施設における建替え及び解体に係る経費は下記のとおり。

建替え	2,404,000 千円
解体	145,000 千円

○ **ごみ処理施設（リサイクルプラザ・最終処分場）**

令和3年8月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」により、令和14年度の稼働を目標とした次期処理施設の整備を進めることとしたことから、その構想に則り、不燃ごみ処理施設、可燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設費用について試算することとし、建設費は「施設整備概要」（令和5年策定）で示された額を用いることとします。

- ・不燃ごみ処理施設及び可燃ごみ処理施設の大規模改修については、可燃ごみ処理施設は建設から15年後、不燃ごみ処理施設は20年後に実施するものとし、類似施設の建設費に対する基幹改良費の割合を用いて算出することとします。
- ・最終処分場については、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」に基づき、15年間の埋立容量を処理するものとし、15年後に同等の施設を新設することと仮定します。

各施設の建設、大規模改修に係る経費は下記のとおり。

不燃ごみ処理施設	建設	5,236,000 千円
	大規模改修	1,060,000 千円
可燃ごみ処理施設	建設	30,892,400 千円
	大規模改修	8,239,000 千円
最終処分場	建設	6,030,000 千円
	新設（15年後）	6,030,000 千円

○ **し尿処理施設（米子浄化場）**

米子浄化場については、令和14年度を目途に米子市下水道施設と連携する計画となっていることから、大規模改修は行わないものとします。

また、施設廃止後の活用策が定まっていないため、解体費用の試算は行わないものとします。

○ **未利用施設（旧エコスラグセンター）**

- ・旧エコスラグセンターの解体費用は令和7年度、8年度に計上します。

エコスラグセンターの解体に係る経費は下記のとおり。

解体	令和7年度	421,000 千円
	令和8年度	421,000 千円

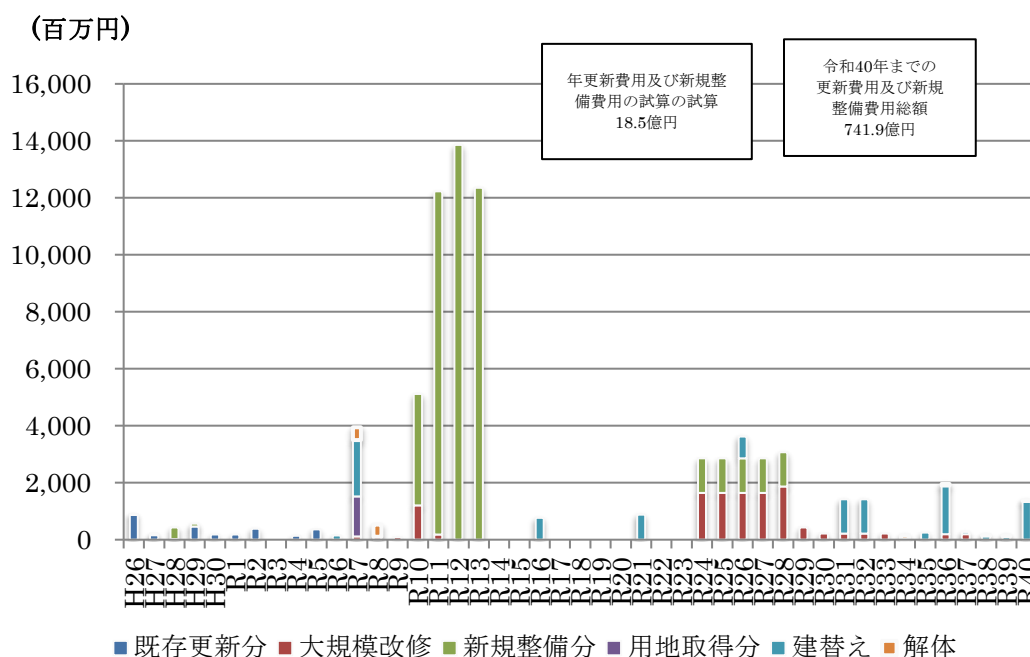
### (3) 公共建築物更新費用及び新規整備費用の試算結果

前述の試算方法・前提条件に基づき試算した結果、図表3-2のとおり、令和6年度から令和40年度までの35年間で必要となる公共建築物の更新費用及び新規整備費用の総額は、約731.2億円（平均年額約20.8億円）となる見込みです。また、令和元年から令和5年度の実績を加えた40年間で約741.9億円（平均年額18.5億円）、見直し前の本計画と比較して、約187.4億円増額となっています。

試算額のなかでは、ごみ処理施設の費用が突出しており、令和10年度から完成予定年度である令和13年度までに必要となる新規整備費用の総額は、約435.6億円となる見込みであり、今後、令和40年度までに必要となる更新費用及び新規整備費用の総額の59.6%に当たります。

このように、今後必要とされる更新費用及び新規整備費用は、非常に多額となることが予測されるため、公共建築物の更新・維持管理等に係る財政負担の軽減及び平準化が大きな課題となります。

<図表3-2：公共建築物に係る将来更新費用試算>



## 第4 人口の見通し

### (1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（R5（2023）年推計人口）による、圏域内人口の推計は下表のとおりです。

人口の減少が見込まれています。

<図表4-1：圏域内の人口と将来人口推計>

(単位：人)

年度 市町村	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
米子市	148,271	149,313	147,317	143,197	139,896	136,313	132,430
境港市	35,259	34,174	32,740	31,293	29,642	27,984	26,308
日吉津村	3,339	3,439	3,501	3,530	3,541	3,538	3,508
大山町	17,491	16,470	15,370	13,969	12,869	11,768	10,699
南部町	11,536	10,950	10,323	9,653	8,945	8,266	7,612
伯耆町	11,621	11,118	10,696	9,923	9,314	8,696	8,066
日南町	5,460	4,765	4,196	3,654	3,177	2,752	2,396
日野町	3,745	3,278	2,907	2,540	2,240	1,959	1,692
江府町	3,379	3,004	2,672	2,333	2,047	1,795	1,572
計	240,101	236,511	229,722	220,092	211,671	203,071	194,283

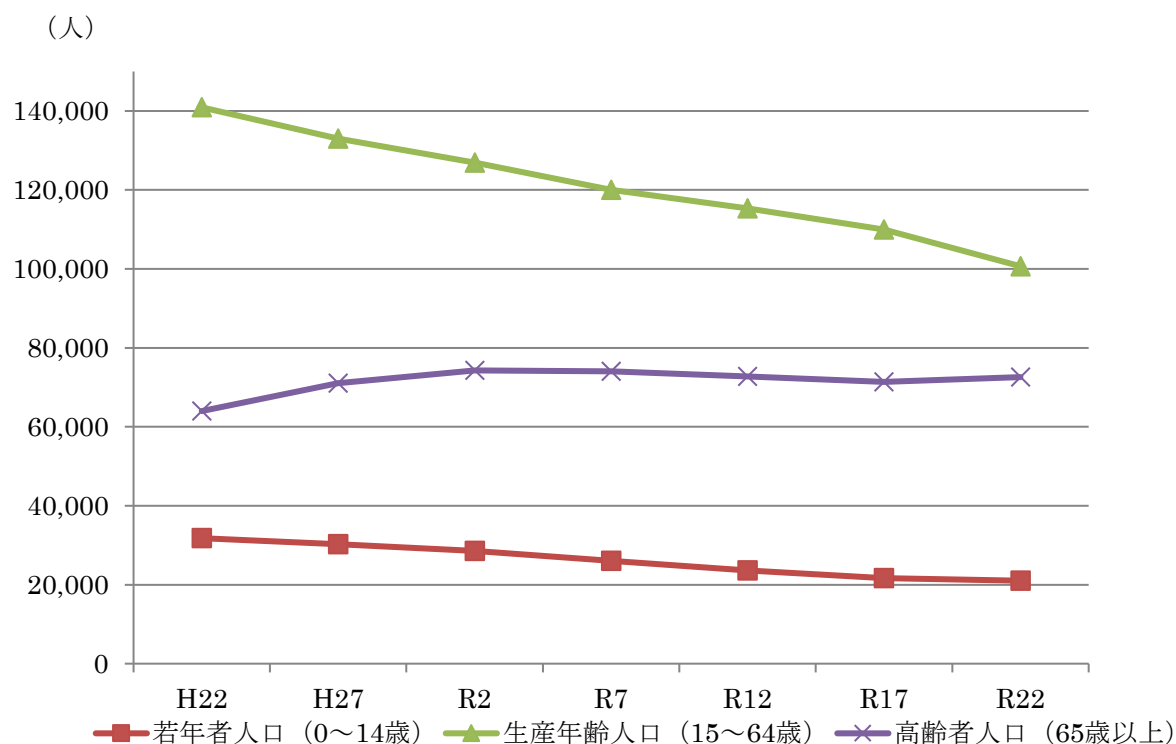
※ 平成22年度、平成27年度、令和2年度は、国勢調査の値。

## (2) 年齢別人口

令和2年の国勢調査によると、圏域内の年齢3区分人口は、若年者人口が28,532人(12.4%)、生産年齢人口126,908人(55.3%)、高齢者人口74,282人(32.3%)でした。

生産年齢人口は、総人口と同様に減少傾向が続き、若年者人口は減少傾向、高齢者人口は令和7年より増加傾向と見込まれています。

<図表4-2：圏域内の人口推移と将来の人口推計（年齢3区分別）>



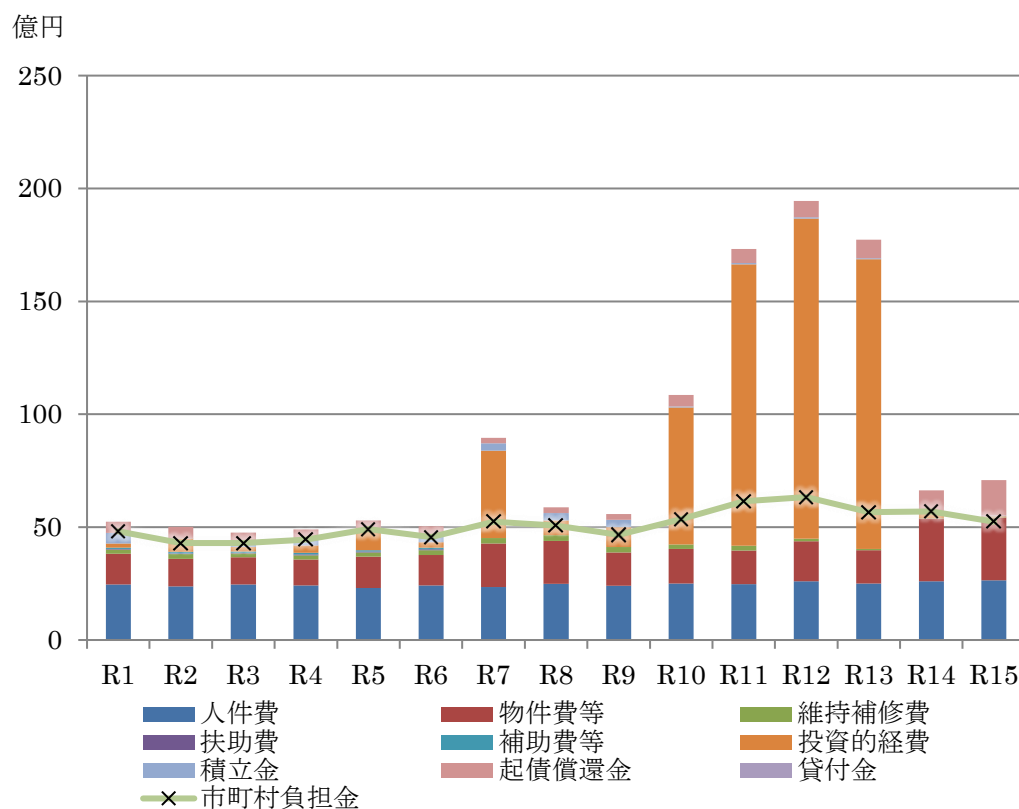
## 第5 財政の見通し

令和5年度に更新した「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）」（令和6年度から令和15年度）における本組合の財政見通しは、各年度の歳出予算額を50.4億円から194.5億円と推計し、投資的経費は年間0.42億から141.8億円と見込んでいます。

なお、令和7年度は、新しい一般廃棄物処理施設建設のための用地取得等、令和10年度から令和13年度は、消防局庁舎の改修工事及び一般廃棄物処理施設の建設により、例年に比べ投資的経費が多くなっています。

また、この間の市町村負担金の額は、45.6億円から63.3億円となっています。

<図表5-1：歳出予算額並びに市町村負担金の推移と今後の見通し>



※ R1～R6は当初予算額、R7以降は、令和5年度に更新した組合市町村圏計画（実施計画）の数値を採用

## 第6 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等

### (1) 課題の整理

本組合における公共建築物の課題を次のとおり整理しました。

#### ① 保有する公共建築物の老朽化及び新規整備

- ・ 組合の保有する公共建築物の老朽化が進行しており、今後、これらの更新費用が増大することが見込まれます。
- ・ 広域可燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設を計画しており、新規整備費用が必要です。
- ・ 公共建築物の長寿命化を図り計画的な保全を行うこと等により、更新費用を軽減し、平準化させることが必要です。
- ・ 米子浄化場及びリサイクルプラザ廃止後の利活用についての検討が必要です。

#### ② 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 人口減少及び少子高齢化の進行により、構成市町村においても人口の減少が予測されており、公共建築物の利用需要が変化することが見込まれます。
- ・ 利用需要の変化に対応するために、公共建築物の適正な配置及び計画的な整備を推進していく必要があります。

#### ③ 厳しい財政状況見通し

- ・ 本組合の財政状況は、約80%が構成市町村からの負担金で占めており、生産年齢人口の減少による税収減等により、構成市町村の財政状況が厳しいものとなることを見込まれることから、公共建築物の更新に充当できる財源には限りがあることを念頭に置いて取り組むことが必要です。

### (2) 基本方針

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要があります。

本組合としては今後、上記の取組を推進するために、以下の基本的な方針を定め、具体的な方策に取り組んでいくこととします。

#### ① 公共建築物の最適化・効率的な利用

- ・ 今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。



- ・ 財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用や、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行います。
- ・ 改修・改築時における施設規模の適正化を図ります。
- ・ 施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図ります。
- ・ 施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPP やPFI等の民間活力を取り入れた手法について検討を行います。

## ② 長寿命化等の推進・維持管理費の抑制

- ・ 計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 改修・改築時における省エネ対策を実施します。
- ・ 施設のバリアフリー化については、施設の大規模改修の際に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく対応を図ります。
- ・ 施設の改修の際に、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた対応を図ります。
- ・ 日常点検・定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、建築物の劣化・損傷情報等を蓄積し、計画的な保全への活用を図ります。
- ・ 建物・設備等については、点検・診断結果から蓄積した情報に基づき、中長期的な視点で予防的な修繕や更新を行う「予防保全型」の管理を推進することにより、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・ 公共建築物の点検・診断等により危険性の高さが確認された場合は、直ちに修繕対応又は利用中止等の措置をとることにより、利用者の安全確保を図ります。
- ・ 引き続き、指定管理者制度の導入等により、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・ 受益者負担の原則に基づき、定期的に施設利用料等の検証・見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。
- ・ 引き続き、電力入札の実施等、維持管理に係る財源確保策を推進します。
- ・ 施設類型ごとに、職員の技術的研修を計画的に実施します。
- ・ 設備の更新時などの際、再生可能エネルギーの導入、省エネ性能に優れた機器の導入など、脱炭素化に向けた取組を推進します。

## (3) 計画期間

本計画の計画期間を、令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

## 第7 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (1) 行政系施設 (消防施設)

○ 対象施設：消防局・各消防署・各出張所

※米子消防署は米子市の普通財産、境港消防署は境港市の行政財産であることから、本計画には含めないものとします。

○ 現状・課題

- ・ 消防施設のうち大山消防署、南部出張所は、大規模改修工事を実施しましたが、江府消防署、伯耆出張所、弓浜出張所、生山出張所の6庁舎が築40年以上経過し、消防局、中山出張所についても、30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・ 耐震化については、平成26年度、27年度に耐震診断を実施し、令和元年度までに耐震工事は完了しています。

○ 基本方針

- ・ 消防力等整備計画に基づき、計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、庁舎の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進します。

### (2) 供給処理施設 (ごみ処理施設・し尿処理施設)

#### ア ごみ処理施設

○ 対象施設：リサイクルプラザ

○ 現状・課題

- ・ リサイクルプラザについては、平成24年9月策定のリサイクルプラザ長寿命化計画に基づき、平成25年度から機械設備の基幹改良工事を行っており、平成29年度に完了しました。平成30年度には、工場棟外壁補修工事を実施しました。

○ 基本方針

- ・ リサイクルプラザについては、リサイクルプラザ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を進め、長寿命化・延命化(目標年度：令和13年度)を図ります。

#### イ し尿処理施設

○ 対象施設：米子浄化場

○ 現状・課題

- ・米子浄化場は、平成3年に建設され築30年以上が経過し、耐用年数を超過する設備機器等が増えてきている状況となっており、建物及び設備の老朽化が進んでいます。

○ 基本方針

- ・し尿、浄化槽汚泥の処理については、現状及び施設の処理能力並びに処理対象物の量的・質的变化に対応した効率的な施設運営の観点から、令和3年3月に白浜浄化場を廃止し米子浄化場に集約し、さらに米子市下水道施設との連携を、令和14年度に予定しています。

#### (3) その他施設（火葬場施設）

○ 対象施設：桜の苑

○ 現状・課題

- ・供用開始から30年以上が経過し、建物及び設備の老朽化が進んでいます。
- ・平成29年度、30年度に火葬炉及び関連設備を令和2年度に建物の大規模改修工事を実施しました。
- ・令和3年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行っています。

○ 基本方針

- ・計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、現施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進し、今後20年以上の延命化を図ります。

#### (4) 未利用施設

○ 対象施設：旧エコスラグセンター

○ 現状・課題

- ・旧エコスラグセンターについては、平成27年度に熔融処理を停止し、令和2年に用途廃止しています。

○ 基本方針

- ・旧エコスラグセンターは、計画期間内（令和7年度から令和8年度の2か年）での解体撤去の方針が決定しています。

## 第8 計画の推進体制

### (1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

本計画の推進に当たっては、全庁的な連携や情報共有を図る必要があり、関係部署が連携しながら取り組み、計画の進捗状況を管理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

### (2) 情報共有

本計画の進捗状況や見直しについては、適宜、構成市町村に対し、情報提供を行い、問題意識の共有を図り、公共施設等の適正な管理の実現を目指します。

### (3) フォローアップの方針

本計画の計画期間内においても、社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟な対応を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 第9 個別施設計画の策定

### (1) 個別施設計画の位置づけ

個別施設計画は、本計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容と実施時期を定めるものです。

### (2) 策定期期

下表のとおり令和2年度末までにすべての施設で策定が完了しており、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

<図表9-1：個別施設計画の策定状況>

計 画	策 定 年 月	対 象 施 設
個別施設計画 供給処理施設（ごみ処理施設）	令和3年3月	リサイクルプラザ
個別施設計画 供給処理施設（し尿処理施設）	令和3年2月	米子浄化場
個別施設計画 その他施設（火葬場施設）	令和2年11月	桜の苑
個別施設計画 行政系施設（消防施設）	令和3年2月	消防局、各消防署、各出張所

【巻末資料】用語集（５０音順）

用語	説明
行政財産	地方公共団体において、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。
公共施設等	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木建築物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念です。
指定管理者制度	地方公共団体の指定を受けた民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等が公の施設の管理・運営を行う制度のこと。
受益者負担	特定のサービスを受ける者に、受益に応じた負担を求めること。
地方創生	国と地方公共団体が一体となり、安定した雇用の場や、地方への人の流れを生み出すことにより、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会の創生を目指すもの。
投資的経費	公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費のこと。 普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。
P F I (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。
P P P (Public Private partnership)	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。手法として、P F I、指定管理者制度、包括的管理委託等があります。
普通財産	行政財産以外の財産のこと。行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき性質を持つ財産です。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
予防保全型の管理	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法のこと。
ライフサイクルコスト	建築物、構造物等の企画・設計から、建設・維持管理・解体までの過程で、必要となる経費の総額で、生涯費用とも呼ばれます。

鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画

令和元年8月発行

令和6年12月改定

鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

電 話 (0859) 22-7722

FAX (0859) 56-3152

E-mail [soumuka@tottori-seibukoiki.jp](mailto:soumuka@tottori-seibukoiki.jp)